平成２６年（フ）第３３４号
東京都武蔵野市八幡町１丁目４番１号秋山ハイツ202
債務者　畠山　金光
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中健太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３３５号
東京都武蔵野市八幡町１丁目４番１号秋山ハイツ202
債務者　畠山　英子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中健太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２０２号
広島市佐伯区湯来町大字葛原595番地２
債務者　小草　利朗
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑佐　幸範
4　破産債権の届出期間　平成26年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２号
鹿児島県伊佐市大口小木原422番地３　こっがら団地Ｃ―101
債務者　植島　　暁
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　破産債権の届出期間　平成26年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
新潟市江南区横越中央２丁目15番17号
債務者　佐藤　和範
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　聡之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４３号
新潟県西蒲原郡弥彦村峰見332番地
債務者　添原　　明
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島垣　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６４２号
横浜市中区千代崎町４丁目98番地　梅田ハウス１Ｆ
債務者　坂本　政江（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　礼奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３号
高知県土佐清水市天神町14番18号　老人保健施設サンケアしみず、住民票上の住所高知県土佐清水市津呂296番地２
債務者　金平　春美
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　拓朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第６３号
秋田県潟上市天王字棒沼台86番地９
債務者　広内冷暖サービスこと　堀井雄次郎
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊口　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８号
秋田市横森５丁目15番10号
債務者　長谷川久美子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木元　愼一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６号
三重県鈴鹿市東磯山２丁目25番39号　サンビレッジ鈴鹿Ｂ201、前住所三重県鈴鹿市南玉垣町6162番地の15
債務者　内田　　保
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９６号
広島市南区青崎２丁目19番１―329号、申立時の住所広島市安芸区中野２丁目19番６号
債務者　児玉　　靖
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９７号
広島市佐伯区薬師が丘３丁目３番15号
債務者　児玉　武文
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８号
広島市佐伯区薬師が丘３丁目３番15号
債務者　児玉　要子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６５号
広島市安佐北区倉掛２丁目６番24号
債務者　車田　和明
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部